

日本弁理士会関西会各地区会の活動

会員 三雲 悟志, 会員 宮澤 岳志, 会員 藤井 康雄,
会員 小野 敦史, 会員 東山 香織

要 約

日本弁理士会関西会では、大阪府以外の滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県に地区会が設けられており、関西会の活動の目的に沿って、関西会を各地区から盛り上げるために、関西会と連携を取りながら、各地区のニーズにあった活動を各地区会に所属の弁理士が実施しています。各地区会の活動内容は、無料相談、研修会、工場見学、地域との交流事業など多様であり、各地区会の特色がよく反映されています。

本稿では、各地区会の独自の活動について紹介を行います。

目次

1. 滋賀地区会の活動
2. 京都地区会の活動
3. 兵庫地区会の活動
4. 奈良地区会の活動
5. 和歌山地区会の活動



はっぴょん(滋賀)

滋賀と言えば「琵琶湖」、滋賀県は知らなくても日本一の琵琶湖は知ってるよと言う人が多く、琵琶湖県に改称してはと言われるほどです。また、滋賀には六古窯の一つの信楽があり、信楽地方に行けば愛くるしい「信楽たぬき」が出迎えてくれるでしょう。

図 1

1. 滋賀地区会

1-1. はじめに

日本弁理士会近畿支部（当時）滋賀地区会は、2008年11月5日に設立されました。滋賀県の特徴として、企業弁理士が6割以上を占め（当時）、企業弁理士と事務所弁理士との交流が強く求められることが課題でありました。また、滋賀県内の弁理士にとって、大阪で開催される研修会に出席するのは困難である場合も多く、滋賀県内での研修開催、また、滋賀県内企業に対する知財に関する情報提供を積極的に行っていくことも求められていました。そこで、数か月にわたる設立準備委員会による審議を経て、14名の発起人によ

り設立趣意書、地区会則を作成し、滋賀地区会発足となりました。

滋賀地区会発足以降、会員のニーズに合った研修会の開催（主に平日の終業後に設定）、県内企業を訪問する工場見学会、時流に合った講演会と子ども向けのイベントが特徴の弁理士の日記念行事などを企画、運営してきました。また、2016年には、琵琶湖と信楽たぬきをあしらったご当地はっぴょんが誕生しました（図1）。本稿では、滋賀地区会発足から10年余にわたる滋賀地区会のあゆみを振り返り、紹介します。

1-2. 滋賀地区会の設立について

滋賀県の弁理士の特徴として、企業弁理士が6割以上を占め（当時）、企業内弁理士と事務所弁理士との交流が強く求められていました。しかしながら、企業内弁理士が会務に携わることは近畿支部（当時）への出張を伴うため非常に困難であり、その結果、滋賀県内の弁理士のうち近畿支部の委員等を務める人は少数かつ固定された顔ぶれとなっていました。そこで、設立準備委員会が結成され、2008年6月30日に第1回の設立準備委員会が開催されました。設立準備委員会は、設立総会までに計7回開催され、設立趣意書の作製、運営委員の決定等が議論されました。

設立総会は、2008年11月5日に琵琶湖ホテルで22名の出席のもと行われ、滋賀地区会設立記念講演会「特許侵害訴訟を見据えた特許戦略～近時の裁判例やトピックスを中心に～」(講師：藤川義人氏)が開催

されました。当時の運営委員の構成は、以下の8名です。

会長：岸本忠昭

副会長：楠本高義，櫻井健一

運営委員：杉浦康昭，藤河恒生，中越貴宣，浅野能成，前原謙作

(担当副支部長：宮崎栄二)

長文となりますが、以下に、設立趣意書の全文を紹介いたします。

日本弁理士会近畿支部 滋賀地区会 設立趣意書

産業のグローバル化が進む一方で、地方産業の活性化が求められています。この地方産業の活性化のために、滋賀地区においては、発明協会滋賀県支部の特許無料相談事業があり、また商工会議所、商工会にて開催される知財駆込み寺事業があります。また、滋賀県の企業に各種知財情報を提供するために、弁理士会近畿支部による土曜パテントセミナー、近畿経済産業局による各種セミナー、発明協会滋賀県支部主催の各種講習会などが開催されています。滋賀地区で開催されるこれらの事業、セミナーなどに滋賀地区の弁理士が積極的に協力して支援していただける組織作りが望まれています。

また、弁理士法では義務研修の制度が取り入れられ、会員の能力アップのために所定単位の研修を受ける必要があります。これら研修会についても滋賀地区の弁理士が集まって提案することによって、滋賀地区で、また京滋地区での開催が容易となります。また、特許法の法律改正などを含む知財環境の変化は著しく、この知財環境の変化に対応できるように会員同士の情報交換、意見交換など相互に協力していただける環境が求められています。このようなことから会員同士の交流の場としての組織作りが望まれています。

また、滋賀地区では、企業弁理士が6割以上を占める現状においては、弁理士として種々の活動を行う、また種々の活動に参加して行く場合に、企業弁理士と事務所弁理士との交流が強く求められます。このようなことから滋賀地区の会員同士の交流の場としての組織作りが望まれています。

そこで、この度、産業活動の協力支援の場として、また会員同士の研鑽、交流の場として「日本弁理士会近畿支部滋賀地区会」の設立を発起する次第であります。つきましては、滋賀地区会員全員のご協力をお願い致します。

平成20年11月5日

発起人一同

1-3. 滋賀地区会の活動について

(1) 弁理士の日記念行事

滋賀地区会の弁理士の日記念行事の企画を表1に示します。

滋賀地区会設立に先立って行われた弁理士の日記念講演会(2008年6月28日開催)では、滋賀県内の企業・事業所である、ダイキン工業株式会社(当時;以下の講師、企業名等についても所属は開催当時のもの)の大山和伸氏を招いて「人と地球に優しい省エネ・快適エアコンの技術と特許」というタイトルで講演会を実施しました。その後、表1に示すように、主に滋賀県内の企業・事業所から、先端技術・知財・発想法等、多岐にわたる、また、有意義な講演会を実施してきました。また、滋賀県内からではないが、2011年には、JAXA 清水幸夫氏による「はやぶさ」の講演、2013年には、大阪大学三浦友史氏による「再生可能エネルギー」の講演、また、2015年には、経営技報鈴木俊介氏による演習へ意識の発想法のワークショップが行われました。これらいずれをとっても、現在に至っても注目され、また、将来を見据えた企画であったことがうかがわれます。

また、2010年には、日本弁理士会の本会で行われている知財授業のうち、工作授業を、弁理士の日記念行事として、親子対象に行いました。お皿とビー玉、工作用紙を用いて回転台を作るもので、親子で奮闘する姿や、子どもより親が夢中になって工作する姿が見られました。また、工作したもので競争をすることで、工夫する心をはぐくむ子の特徴とするイベントとして、2011年の紙飛行機、2013年の燃料電池カーレース、2018年の「とびだせはっぴょん」等があり、自慢の作品で競争し、結果に一喜一憂する子どもたちの姿が印象的でした。特に、燃料電池カーは、人気が高く、最も早く定員に達し、定員を増やして対応しましたが、それでもすぐに定員に達してしまいました。午前の再生可能エネルギーの講演と併せて、地球環境保護について考える一日となりました。

2016年は、リニューアルした琵琶湖博物館を会場としてダイキン工業による親子実験教室「空気をきれいにしよう!空気清浄機のひみつ」が行われ、静電気をういた小さなごみを集める空気清浄機の仕組みにつ

表1 滋賀地区会主催 弁理士の日記念行事

年度	弁理士の日	
	講演会	親子イベント
2008	人と地球に優しい省エネ・快適エアコンの技術と特許（ダイキン工業大山和伸氏）	
2009	発明好きからオプティクス創業へセンサ技術に応用した最近のLED照明制御分野について（オプティクス小林徹氏）	
2010	電気化学センサー開発と特許～開発部門と特許部門の体験から～（堀場製作所青海隆氏）	親子で発明工作（回転台）
2011	小惑星探査機「はやぶさ」の全貌とそれを支えた技術（JAXA清水幸夫氏）	親子で紙飛行機を飛ばそう
2012	超情報化時代におけるインターネットの役割とコミュニケーションの変化（スプリングボード足立晋平氏）	親子工作教室 マジックにチャレンジ（和田憲明氏）
2013	再生可能エネルギーがつくる明るい未来～再生可能エネルギー導入の課題を考えてみよう～（大阪大学三浦友史氏）	親子で燃料電池カーを作ろう
2014	京阪電車大津線のあゆみと活性化への取り組み（京阪電鉄尼田賢光氏）	親子工作教室ダンボールで歩くロボットを作ってみよう！～テオヤンセン機構編～（島津聖氏）
2015	起業家，発明家，創造的イノベーターに学ぶ独創的アイデアを生み出す思考技法と発想エクササイズ ユニークブレインラボ（経営技法鈴木俊介氏）	
2016		親子実験教室空気をきれいにしよう！空気清浄機のみみつ（ダイキン工業 中井貴子氏，開発巳智子氏）
2017	経営者，技術者に贈る新規事業立上げのヒント「地方創生のキーとなるベンチャー企業創出」（元フューチャー・ベンチャー・キャピタル今庄啓二氏）	「親子発明教室」牛乳パックで作るびっくり箱「とびだせ！はっぴょん」
2018	よくわかる滋賀県のブランド戦略（滋賀県 平井喜代治氏，滋賀県東北部工業技術センター三宅肇氏，INPIT-KANSAI 川島泰介氏）	
2019		①親子で作ろう！琵琶湖の焼き物 水茎焼！②親子であそびながら知的財産をまなべる！発明工作・なぞときゲームきみの「ちてきざいさん」をままれ！



図2 親子実験教室「空気をきれいにしよう！空気清浄機のみみつ」の様子

いて実験を用いて学びました（図2）。この日は、湿度が90%を超え、静電気を発生させるのに苦労した講師陣が、昼休みに、必死にドライヤーで実験器具を乾かす姿が印象に残っています。また、合間に、琵琶湖博物館学芸員による琵琶湖の生き物の話もありました。

2019年は、2件の親子イベントを企画、開催しました。午前には水茎焼陶芸の里より講師を招き、水茎焼の

陶芸教室を行いました。陶芸に関する技術の紹介もあり、琵琶湖をイメージした淡水色を出す秘密など、郷土の素材を用いた伝統的なものづくりの体験ができたと思います。午後は、「きみの「ちてきざいさん」をままれ！」というタイトルで親子なぞ解きを行いました（図3）。これは、工作を通じて「知的財産」を作り上げる経験とともに、その知的財産を盗もうとする



図3 「きみの「ちてきざいさん」をまもれ！」の怪人Xと対決する子どもたち

怪人Xを、謎を解きながらやっつける、というストーリーで、最後には、松成靖典会員演じる怪人Xと対決するという趣向に、子どもたちは大喜びしました。このなぞ解きゲームは、手前みそではあるが、良くできた内容であり、再度どこかで日の目を見ることを期待します。興味のある方は滋賀地区会まで連絡をいただければと思います。

(2) 工場見学会

滋賀地区会の行事のもう一つの特徴として、工場見学会が挙げられます。県内の優れた技術やブランド力を有する企業・事業所を訪問しました。一般開放されている見学先もあれば、会員の人脈で特別に見学させていただいたところもありました。ダイキン工業及びパナソニック電工は、当時運営委員の所属であり、特

表2 工場見学会見学先

年度	工場見学
2009	ダイキン工業株式会社滋賀製作所
2010	日清食品株式会社栗東工場
2011	①国立印刷局彦根工場 ②パナソニック電工株式会社彦根工場
2012	蔵元藤居本家
2013	TOTO 株式会社滋賀工場
2014	①キリンビール株式会社滋賀工場 ②株式会社永楽屋彦根工場
2015	株式会社ブリヂストン彦根工場
2016	フジテック株式会社 本社ビッグウイング
2017	公益財団法人鉄道総合技術研究所 風洞技術センター
2018	
2019	ニプロ株式会社びわこ工場

別に見学ができたものであります。国立印刷局は、一般でも見学できますが、大量のお札が出来上がっていく様子は圧巻でありました。フジテックでは、新幹線から見えるタワーの展望台までシースルーエレベーターで昇ることができました。また、2017年の鉄道総合技術研究所(図4)は、おもしろ大雪に見舞われ、雪の積もる道を一列で歩いて伺いました。

見学先の技術やブランド力、また、商品の体験等を経て、県内企業の底力を知る良い機会となりました。見学を受けていただいた企業・事業所各位には感謝を申し上げます。



図4 鉄道総合技術研究所風洞技術センター

(3) 研修会

研修会では、会員が受講してよかったテーマ、または、聞きたい講師の研修を運営委員自ら企画し、実施してきました。その結果、滋賀県下のみならず、大阪、兵庫からの参加も多くありました。また、研修会は4~6回/年の頻度で実施してきました。

特徴的な研修の紹介と、その後講師と懇親することで得られた奥深い話を紹介します。

外国での特許取得に関する実務的な研修として、例えば、2010年8月27日に開催された「米国出願明細書作成上の注意点とよく見かけるミス&仮出願の出し方・留意点」(講師:宮川良夫先生・菅原淑子先生)では、米国出願実務に役に立つ具体的なお話を聞くことができました。

2013年4月22日に開催された「先端技術研修—蓄電技術の最新動向—」(講師:株式会社GSユアサ 中満和弘氏)では、各蓄電池の特徴や応用、市場規模について説明頂き、震災以降、急速に注目を集めるようになった蓄電設備への応用に関する最新動向、国内での導入事例について紹介していただきました。ま

た、リチウムイオン電池に関する有力特許についても紹介いただき、さらに、講師が経験した、同一内容の同日出願特許についても紹介いただきました。

2018年6月15日開催の「事例に見る特許侵害訴訟の実態」(講師：岩坪哲氏・速見禎祥氏)については、特許侵害訴訟の豊富な実例を用いたわかりやすい講義を聞くことができました。

いずれも、実務に役に立つ重要かつ具体的な内容であり、また、非常に興味深く聞くことができる研修会でありました。

(4) その他

その他、知財総合支援窓口相談対応、滋賀自由業団体連絡協議会への参加、「滋賀県発明くふう展および滋賀県未来の科学の夢絵画展」の審査、表彰式への協力等、地域に密着した活動を行ってきました。

1-4. まとめ

以上のように滋賀地区会では、企業内弁理士と事務所弁理士との交流を図るとともに、企業内弁理士が活躍しやすい時間設定で運営委員会や研修会を企画し、すべての弁理士にとって有意義な活動を行ってきました。

また、地域の特性を生かした弁理士の日記念行事や工場見学会、また、会員が本当に聞きたい研修会等、運営委員の尽力により、非常に活発で楽しく役に立つ活動ができてきたと自負しています。

今後とも、会員の資質向上、地域への弁理士制度の周知及び地域貢献を行っていく所存です。

(滋賀地区会長 三雲悟志)

2. 京都地区会

2-1. はじめに

京都地区会は、関西会からの委嘱を受けて、京都府下における弁理士制度及び知的財産権制度の普及活動、京都府下における他団体との交流、京都府下における会員の支援、及び、その他関西会会長が委嘱する事項について責務を果たすべく活動しています。令和2年度の京都地区会は、事務所系弁理士だけでなく企業系弁理士が含まれた12名の運営委員により運営されています。

例年、京都地区会では運営委員を中心にして、京都において弁理士の日記念事業やパテントセミナーを企画・実施しています。また、京都地区会会員に対する

技量向上支援の一環として、年に3、4回の研修を企画・実施しています。京都発明協会、京都商工会議所、及び、京都市・京都府といった関係団体等に対しては、要請に応じて京都地区会に所属する弁理士を知財専門家として派遣しています。もっとも、これらの活動は全国における他の地区会においても同様に行われているものと思います。

これらとは別に、京都地区会は、通年開催・随時対応の「京都地区会における無料相談」(以下、「京都地区会無料相談」という。)を実施しています。また、令和1年度は、地域貢献イベントとして、京都市内の繁華街を流れる高瀬川周辺のゴミ拾いを複数回実施しています。いずれについても京都地区会らしさのある個性的な取り組みであると考えています。

現在の京都地区会無料相談のやり方は、運営委員による尽力により築き上げられたものであり、「活動的な京都地区会」が体现されたものと言っても過言ではありません。今のやり方については高い評価が得られており、実際に、他の地区会においてこれをベースにした無料相談が開始されるまでになっています。

そこで、本稿では、京都地区会の特徴的な取り組みの一つである京都地区会無料相談について詳しく紹介したいと思います。

2-2. 京都地区会無料相談について(概況)

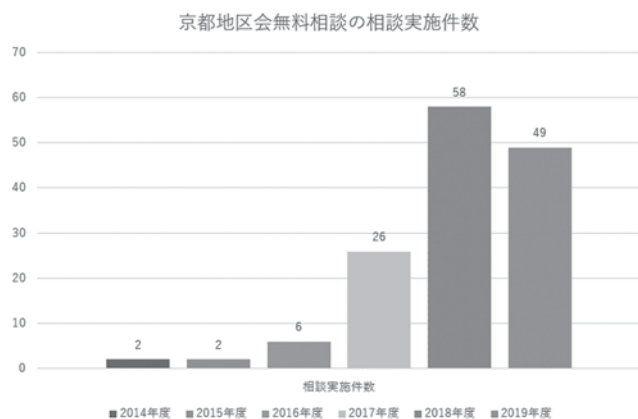
近年における京都地区会無料相談の相談件数を表1に示します。これによれば、2017年度以降に優れた成果を挙げています。コロナ禍の影響を受けた2020年度に関しても予想以上の相談件数が得られています。

京都地区会無料相談は、常に順風満帆な成果を挙げていたというわけではありませんでした。近年をみて



写真 2019年6月25日に実施した京都地区会によるゴミ拾い活動の様子

表1 京都地区会無料相談の実施件数



も、2014～2016年は低迷していた時期であり相談件数は非常に少なかったです。

京都地区会無料相談を発展させて相談者に対する相談窓口の選択肢を広げることは、京都地区における弁理士制度及び知的財産制度の普及に資するものであります。2014～2016年度の低迷が契機になり、京都地区会無料相談のやり方（対応ルールや受付処理手順等の策定）については、京都地区会の運営委員によって抜本的な見直しが行われました。

無料相談の担当に割り当てられた運営委員（弁理士）に、諸々の負荷が集中し過ぎるようなことがあってはなりません。やり方を見直すにあたり、相談者からの申込受付や担当弁理士への取り次ぎ等に関する事務処理全般を、日本弁理士会関西会における京都地区会担当事務局（以下、「関西会事務局」という。）にお願いできたことが非常に有り難いものとなりました。関西会事務局の丁寧かつ強力なサポートを得られたおかげで、2017年度以降の京都地区会無料相談は、極めて安定的、且つ、スムーズに運営できるようになりました。この場を借りて、日本弁理士会関西会及び関西会事務局に対しては、厚く御礼を申し上げる次第です。

なお、見直しが行われたのは事務的な部分だけではありませんでした。京都地区会は2017年度の運用から無料相談に使用する相談会場の選択肢として担当弁理士の事務所を加えることができました。この点については後で詳述します。

3. 京都地区会無料相談の詳細について

ここでは、京都地区無料相談のやり方について解説を加えつつ紹介します。

(1) 京都地区会無料相談における担当弁理士の公募

関西会から発信される京都地区会会員向けのEメールにより、相談対応に協力できる担当弁理士を公募します。担当弁理士を公募することにより、京都地区会無料相談の運営に関する透明性及び公平性の確保に努めています。

なお、担当弁理士には一定の条件（A～E）が定められています。これらの条件は、京都地区会によって実施される無料相談という趣旨に適合し、相談者との間で円滑な調整作業ができ、且つ、知財専門家としての的確な助言ができることを担保するためです。

- A) 京都府北部、中部、及び、南部に出張可能な京都地区会会員
- B) 京都にメインオフィスをおく事務所所属の会員
- C) 年齢70歳未満
- D) 登録年数5年以上
- E) 実務年数5年以上

公募を受けて、例年、20～30名が担当弁理士として協力を申し出ています。なお、担当弁理士はリスト順で相談に応じるわけですが、事務所単位の輪番制となっており、事務所規模による不公平が生じないようにしています。

(2) 相談者による京都地区会無料相談の申し込み

相談者は、日本弁理士会関西会のWebサイトに設けられた専用の申込FORM又はFAXの何れかの方法により、相談の申し込みを行います。

応対の負担を軽減するために、原則として電話による申し込みはできないようにしました。

相談者に対しては、原則として①～⑥の全ての必要項目に入力を求め、関西会事務局や担当弁理士による確認作業の負担も軽減されるように努めました。

<申し込みの必要事項>

- ①相談者名（振り仮名を含む）
- ②電話番号（携帯電話の番号を求める）
- ③希望面談形態（対面又は電話等）
- ④相談希望日時（担当弁理士と都合が合えば土日であっても構わない。）
- ⑤希望相談会場（対面の場合）
- ⑥相談内容

(3) 京都地区会無料相談の相談会場

南北に長く伸びた京都府の全域に対して無料相談を

適切に提供できるようにするため、相談会場を京都府の北部（舞鶴市内）・中部（京都市内）・南部（京田辺市内）に設定しました。

北部・中部・南部にはそれぞれ固定会場が定められています。また、特許事務所が所在する中部と南部については、無料相談を担当弁理士の事務所内で対応することもできるようにしました。

- ①京都府北部：舞鶴商工会議所
- ②京都府中部：オフィスワン四條烏丸，京都発明協会の相談室，又は，各自の事務所
- ③京都府南部：京田辺市商工会館，又は，各自の事務所

相談会場の変遷については、ここで詳しく説明しなければなりません。

10年以上前に遡ると、京都地区会では、無料相談を担当弁理士の事務所において実施していたことがありました。ところが、当時の実施方法については、外部監査機関に利益誘導の懸念があると指摘されたことが発端となり、継続することができなくなってしまいました。無料相談の相談会場については固定会場への変更を余儀なくされ、それからの数年間は、固定会場だけを利用した無料相談が実施されていたのです。

大きな転機は無料相談の不振が続き、その打開策を模索していた2016年のことでありました。京都地区会は、日本弁理士会近畿支部を通じて、本会執行委員会に対して「『京都地区会無料相談に関する新運用』を実行することの承認を求める」という動きを起こしました。この新運用には、無料相談の相談会場を、固定会場だけでなく担当弁理士の事務所であってもよいとする事項が含まれていました。

京都地区会は、事務所にて無料相談に応じる運用を諦めるのではなく、外部監査機関が指摘した懸念事項を解消し得る具体策を示すことにより、まさに真正面から問題の解決を図ったのです。当時の京都地区会長であり、必要な行動を陣頭指揮した西村竜平先生の行動力には脱帽です。

「京都地区会無料相談に関する新運用」は、運営委員の尽力により取り纏められました。運営の透明性や公平性が確保され、且つ、相談者に対するサービスの向上に資するための具体策が示された「京都地区会無料相談に関する新運用」は、2016年に本会執行委員会において審議され、同委員会（及び、外部監査機関）から「問題なし」という回答が示されたのです。

本会執行委員会による承認を受けたことにより、京都地区会無料相談は、2017年度から相談会場として担当弁理士の事務所を選択肢に含めた運用をスタートしました。

（４） 京都地区会無料相談の日時及び相談会場の確認・調整

相談者の申し込みが適切になされた場合には、関西会事務局から担当弁理士に対してEメールによる連絡がなされます。これを受けて、担当弁理士と相談者との間では、電話やEメールを利用して、希望日時や相談会場の確認及び調整が行われることになります。

担当弁理士は、相談者との間で決定した相談日時及び相談会場を関西会事務局に伝達します。これを受けた関西会事務局は、相談会場宛に「無料相談セット」を発送します。

ちなみに、「無料相談セット」とは、樹脂製の小型ボックスの中に、無料相談の会場を案内するための掲示物、相談者向けの無料相談に関する注意事項、相談者向けの無料相談終了後のアンケート及びその郵便封筒、知財法文集や手続の手引書、相談者向けの筆記具等のノベルティグッズ、相談終了後に関西会事務局に返送するための着払伝票、その他各種パンフレット等をまとめたものです。（「無料相談セット」という表現は、本稿における説明の便宜として当職が名付ただけのものであり、実際に使われている訳ではありません。）

（５） 相談の対応及び報告

担当弁理士は、決定された相談日時及び相談会場において相談者の相談に応じます。なお、担当弁理士に対しては、関西会事務局を通じて事前に「相談マニュアル」が配信されています。

この「相談マニュアル」は、無料相談に関して、相談者との間でトラブルが生じないようにするためのものに他なりません。

特に、相談者に対する相談前の事前説明は重要であるため、相談マニュアルでは、担当弁理士に対する作業項目として特に強調されているところです。なお、相談者に対するアンケートにも、「担当弁理士から無料相談に関する注意事項について事前説明を受けたかどうか」について回答してもらうようにしています。

無料相談の相談時間は、一応の目安として、30分

を目途としつつ1時間を限度とします。

担当弁理士は、無料相談の終了後に、相談者に対してアンケートの記入をお願いします。アンケートは、相談者の手によって関西会事務局宛に直送できるようになっています。

京都地区会は、担当弁理士によって適切な相談対応が実施されたかどうかを管理する責務を負います。そのため、アンケートの結果が極めて悪いような場合には、運営委員の判断でその結果を招いた担当弁理士をリストから除外することにしました。

担当弁理士は、無料相談の報告書を京都地区会の運営委員に送付するとともに無料相談セットとともに関西会事務局宛に発送します。

京都地区会の運営委員と関西会事務局は、担当弁理士の報告書及び相談者のアンケートの内容を確認し共有します。

以上で、一件の相談案件に対する対応が完了することになります。

2-3. さいごに

本稿では、京都地区会の紹介として、主に、京都地区会無料相談に関する取り組みについて詳細に述べました。この記事が、他の地区会等において何らかの参考となれば幸いです。

冒頭で述べたとおり、今の京都地区会は幸いにも充実した人数の運営委員により運営されています。今後も運営委員を中心にして、京都地区会無料相談やその他の様々な取り組みを推し進め、京都府民や京都地区会会員に貢献できるよう努めていきたいです。

(京都地区会長 宮澤岳志)

3. 兵庫地区会

3-1. はじめに

兵庫地区会は、関西会の5地区会（兵庫地区会、京都地区会、滋賀地区会、奈良地区会、和歌山地区会）の中で最も多い会員を擁します。兵庫地区会員の勤務地は兵庫県内に広く分布していますが、約50%の会員は神戸市で勤務しています。また、兵庫地区会員の約40%が企業に勤務しています。

このような構成の兵庫地区会において、関西会から委嘱された事項に関する様々な事業を、例年十数名の運営委員で構成される運営委員会が企画し、実施しています。令和3年度の運営委員会は11名の運営委員

で構成され、特許事務所に所属する会員、企業に所属する会員に加え、医師でもある会員や弁護士でもある会員を含む多様なメンバー構成により、自由闊達に意見を交わしながら兵庫地区会を運営しています。

以下に兵庫地区会の主な活動を紹介いたします。

3-2. 弁理士の日記念事業

兵庫地区会では、関西会が開催する弁理士の日記念事業と重複しない日程で、兵庫県内にて、独自の弁理士の日記念事業を実施しています。これまで県内の施設見学会やセミナーの開催等、いろいろ試してきましたが、平成29年度からは、子供向けの実験教室を開催しています。

会場は、神戸市のポートアイランドにあるバンドー神戸青少年科学館の実験室を無料で利用させていただいています。講師は、外部でも科学実験教室を開催されている弁理士の先生にお願いしています。対象は、就学前の児童から中学生までとし、保護者の方と一緒に参加いただいています。

参加者の募集については、関西会のホームページにおける各地区会による弁理士の日記念事業の内容掲載に加えて、関西会事務局から外部の告知サイトに案内を掲載いただいたり、講師の先生に作成いただいたチラシを科学館内に置かせていただいたりしています。

参加は事前申込制としていますが、定員に空きがある場合は、当日科学館内で運営委員がチラシを配布する等して飛び込み参加も受け入れています。実際に、当日たまたま来館したご家族から参加のお申し込みをいただくことも多く、満席になってお断りせざるを得ないこともあります。

実験教室では、冒頭で講師の先生から参加者の皆様に弁理士という職業についてご紹介いただきます。これは科学に興味のあるご家族に弁理士のことを知っていただく良い機会になっていると思います。

続いて講師の先生が見本を見せながら、参加者の方々には各自の実験台に用意された材料を使って実験を行っていただきます。運営委員は、担当者を含む数名が当日の運営にあたり、実験台に材料をセッティングしたり、実験中は参加者の進み具合を見守るとともに、必要に応じてお手伝いをしたりして、一緒に楽しんでいます。

令和2年度はコロナ禍のため中止になりましたが、令和3年度はオンラインでの子供向け実験教室の開催

を予定しています。今後も兵庫県内のご家族に弁理士を知っていただき、科学を楽しんでいただけるよう工夫していきたいと考えています。

3-3. 会員研修

兵庫地区会では、関西会の研修委員会により開催される会員研修とは別に、独自の会員研修を毎年3回実施しています。兵庫地区会員の中には、大阪で開催される関西会による会員研修に参加できる方もいらっしゃいますが、やはり県内で開催されるほうが参加しやすいという方も多いと思います。そこで、会場は、約半数の兵庫地区会員の勤務地であり、交通のアクセスもよい神戸市内の貸会議室を利用しています。

会員研修を企画するにあたっては、運営委員会でアイデアを出し合って、兵庫地区会員にとって有意義なものとなるよう、テーマや講師の選定を行っています。例えば、その時々でホットなテーマは、関西会や外部団体でも同様の研修やセミナーが開催されることから、少し視点を変える工夫が必要な場合もあります。また最近では、兵庫県や大阪府などの近畿圏で活躍されている方に講師を依頼することも増えています。

一方で、受講者は兵庫地区会員に限定しているわけではないため、兵庫県内外を問わず多くの会員が参加したくなるような会員研修を企画することもあります。例えば、令和元年度には、知的財産高等裁判所所長を務めておられた高部眞規子判事を神戸にお招きしてご講義いただきました。

令和2年度はコロナ禍のため1回のみとなりましたが、本会研修所から示されたガイドラインに沿った十分な感染防止対策を講じた上で会員研修を実施しました。今後も会員の安全を確保しつつ会員にとって有意義な研修を実施していきたいと考えています。

3-4. 兵庫地区会員のための事業

前述のとおり兵庫地区会は会員数が比較的多いのですが、お互いが実際に顔を合わせる機会は限られています。そこで、兵庫地区会員が県内で集まって意見交換したり交流を深める機会を増やすべく、毎年1回、兵庫地区会員のための事業を企画し、実施しています。

例年、セミナーを開催したり、県内施設を見学したりと、日常業務から離れた体験ができる場とすることを心掛けています。例えば、平成29年度には、兵庫県内に建設され、全国的にも有名なSPRING-8（大型

放射光施設）及びSACLA（X線自由電子レーザー施設）の見学会を実施しました。その際は、交通機関によるアクセスが容易でないことから、神戸市内から施設までの移動に貸し切りバスをチャーターしました。

令和2年度はコロナ禍のためリアルに集合できる機会を設けられず残念でしたが、東京の弁理士の先生に講師を依頼して、リモートワークについて意見交換できるオンラインセミナーを実施しました。今後も兵庫地区会員にとって有意義な場を提供できるよう本事業を企画し、実施していきたいと考えています。

3-5. 兵庫県下における他士業団体との交流

(1) 兵庫県自由業団体連絡協議会としての活動

兵庫地区会は、兵庫県下の10の士業団体（他の9団体：兵庫県弁護士会、日本公認会計士協会兵庫会、兵庫県司法書士会、近畿税理士会神戸支部、兵庫県行政書士会、兵庫県社会保険労務士会、兵庫県建築士事務所協会、兵庫県不動産鑑定士協会、兵庫県土地家屋調査士会）で構成される兵庫県自由業団体連絡協議会に参加しています。

兵庫県自由業団体連絡協議会においては、10の士業団体が毎年持ち回りで幹事を務め、一般の方を対象にした合同無料相談会の開催、及びその総括を兼ねた合同会議を、毎年1回ずつ開催しています。

合同無料相談会は、神戸市内の面積約250㎡の大きなホールを会場として、土曜日の午後に開催しています。会場には、パーティション等を持ち込んで、相談者の待合席、士業の待機席、及び15の相談ブース（プレ相談ブース5＋本相談ブース10）を設置します。

予約制とはせず、相談者には予め定められた受付時間のうち都合のよい時間帯に来場いただきます。相談者は、まずプレ相談ブースで弁護士に相談内容の概要を伝え、弁護士が対応にあたるべき士業を選択します。このとき相談内容によっては、複数の士業が選択されます。次いで、相談者には本相談ブースに移動いただき、選択された士業が加わって30分の相談会が行われます。令和元年度は兵庫地区会から3名の運営委員が、士業相談員と当日の運営とを兼ねて参加しました。合同無料相談会の終了後には、会場近くの居酒屋で10士業合同の懇親会が開催されます。例年、士業同士でいろいろな話題で盛り上がります。

幹事を務める士業は、会場の確保、パーティションや看板等の会場設備の手配、チラシやポスターの作成

等の準備作業に加え、相談会当日も相談者の入退場、プレ相談ブースから本相談ブースへの案内、選択された土業の呼び出し、各相談時間の管理等の運営を担当します。

兵庫地区会も平成27年度に幹事を務め、運営委員を例年より増員して合同無料相談会の準備及び運営にあたりました。合同無料相談会は大成功に終わり、懇親会では他の土業団体の方々からお褒めの言葉をいただきました。

合同無料相談会の約2か月後には、兵庫県自由業団体連絡協議会の合同会合が開催されます。兵庫地区会からは主に地区会長及び副地区会長が参加しています。会合では合同無料相談会の総括が行われ、反省点や改善案を話し合うとともに、土業に共通の話題について意見交換を行います。例えば、令和元年度には、各土業団体における社会貢献活動及び広報活動について、互いに事例を紹介し意見を交換しました。

例年、合同無料相談会における知的財産関連の相談件数は少ないのですが、引き続き兵庫県下における弁理士のプレゼンスを高めるべく、兵庫県自由業団体連絡協議会の活動に貢献していきたいと考えています。

(2) 他土業団体の総会懇親会への出席

兵庫県自由業団体連絡協議会を構成する土業団体のうち兵庫県弁護士会、日本公認会計士協会兵庫会、兵庫県司法書士会、近畿税理士会神戸支部、兵庫県行政書士会、兵庫県社会保険労務士会、兵庫県建築士事務所協会、兵庫県不動産鑑定士協会や、兵庫県中小企業診断士協会からは、毎年4月から6月にかけて開催される総会懇親会への招待を受けますので、兵庫地区会の地区会長及び3名の副地区会長で手分けして出席しています。

懇親会では、他の土業団体の会長や副会長といった役員の方々と、お互いの仕事のことや、会の運営に関する話題について様々な情報交換をしています。他の土業の方々は意外と弁理士のことをご存じないので、弁理士の業務や会務活動についてご説明することもよくあります。

3-6. 兵庫県発明協会との連携事業

兵庫県発明協会との連携事業として、毎年1回、合同の産業視察会を実施しています。具体的には、兵庫地区会の会員と兵庫県発明協会の会員とが集まって、

兵庫県内の産業施設を見学し、意見交換を行います。

例えば、平成30年度には、神戸市のポートアイランドにある理化学研究所生命機能科学研究センターを見学しました。このセンターは、iPS細胞から作製した組織のヒト患者への移植を世界で初めて成功させた神戸市立医療センター中央市民病院（当時の先端医療センター病院）に隣接しています。センターでは、iPS細胞を用いた研究の具体的な内容について説明を受けるとともに、iPS細胞から作製した網膜色素上皮シートのサンプルを顕微鏡で観察したりしました。

また、令和元年度には、川崎重工業株式会社のロボットショールームにお伺いし、産業ロボットの開発の歴史や、知的財産に関する取り組みについて説明を受けるとともに、様々な種類の産業ロボットが実際に動作する様子を見学しました。さらに、その後は県内のレストランで懇親会も行いました。

今後も地元の企業と関係の深い兵庫県発明協会と連携して、互いの会員にとって有意義な事業を企画し、実施していきたいと考えています。

3-7. 兵庫県学生児童発明くふう展

兵庫県発明協会の主催で毎年1回ずつ開催される兵庫県学生児童発明くふう展の審査会及び表彰式に、運営委員を1名ずつ派遣しています。

審査会では、兵庫県や神戸市の関連部局、商工会議所、小中学校教育研究会等、県内の様々な機関から派遣された審査員による審査が行われます。審査会場では兵庫県内の小中高校の学生児童が作製した百数十点の作品が長テーブルに並べられます。そして、まず1時間ほどかけて全ての作品を見たり触ったりしながら評価し、各審査員が優秀と感じた複数の作品を選定します。次いで、審査員による選定結果が集計され、着座形式の審査会にて、集計結果を参照しながら、各審査員の所属先に対応して予め定められた賞に選出する作品を決定します。兵庫地区会から派遣された審査員は、「日本弁理士会関西会会長賞」を授与する作品を決定します。

会場に並べられた作品は、小学1年生によるかわいいものから、高校生による高度なものまで様々です。各作品の脇には、着想に関するエピソードや、作製において工夫した点、苦勞した点の説明も付されており、審査員自身も楽しみながら評価しています。

審査会から約10日後に開催される表彰式では、受

賞した学生児童に賞状を手渡しします。会場には受賞作品が展示されているため、表彰式の後に、自分の作品の前で保護者とともに記念撮影する姿も見られます。誇らしげな学生児童の姿に頼もしさを感じます。

兵庫県内の学生児童が発明に親しむ機会に貢献できることに喜びを感じるとともに、発明の原点に触れて身の引き締まる思いもします。

3-8. さいごに

以上ご紹介したとおり、兵庫地区会の活動は、兵庫地区会員の支援、兵庫県下における他団体との交流、兵庫県下における弁理士制度や知的財産権制度の普及等、多岐にわたります。兵庫地区会では今後も、会員の皆様や地域社会に貢献できる事業を企画し、実施していきます。

(兵庫地区会長 藤井康雄)

4. 奈良地区会

4-1. はじめに

奈良地区会では、約60名の会員を擁し、令和2年度は9名の運営委員で事業を行っています。運営委員会は定例日を設定せず、適宜開催しています。奈良地区会の運営委員は企業勤務者が多く、これらの委員が参加しやすいように、運営委員会は平日19時からの開催を基本としています。令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために多くの事業が中止、縮小となったが、例年は県内事業者等に対する知的財産制度の普及支援、県下における他団体との交流、地区会会員に対する支援等の事業を行っています。

4-2. 県内事業者に対する知的財産制度の普及支援

(1) 弁理士の日の記念事業

奈良地区会でも関西会や他の地区会と同様に7月1日の弁理士の日を記念した事業を開催しています。開催日は、関西会の弁理士の日の記念事業の開催日を避け、その前後の週の土曜日を基本としています。奈良地区会発足当初は、弁理士による知的財産セミナーを開催していましたが、他にも同様のセミナーが多く開催されていることもあり、最近では知的財産に関して積極的に取り組んでいる県内事業者を講師に招き、事業と知的財産との関わりについての事例を講演いただいています。令和元年度は、畳小物でグッドデザイン賞

を受賞され、積極的に海外展開もされている畳製造事業者を講師に招き、セミナーおよび置き畳の製作体験を開催しました。また、セミナー後は無料相談会を開催しています。

(2) 奈良県立図書館との協働事業

平成29年より奈良県立図書館との協働事業として、知的財産セミナーおよび無料相談会を開催しており、令和2年度で14回を迎えました。このセミナーの告知は主に図書館が行っており、他の弁理士会主催のセミナーとは異なる範囲に告知がなされているため、従来のセミナーとは異なる範囲の方々に知的財産を知っていただく機会を提供しています。また、図書館という不特定多数の方が自由で出入りできる公共の場で開催することにより、元々セミナーを目的として参加される方だけでなく、来館されてからセミナーの開催を知って参加いただく方もおり、公共の場で開催しているメリットであると言えます。このセミナー終了後にも無料相談会を開催しています。

また、夏休みには子供（原則として小学生）向けの工作教室を開催しています。工作は、低学年の子供でも比較的容易に作れるものと、高学年向けに工夫が必要なものと、の2種類を用意しています。毎回多くの親子が参加し、親子や友達同士で協力したり、相談したりしながら各自工夫を凝らした作品を創作しています。また、知的財産に関するクイズ等も用意し、工作の合間にも楽しんでもらえるように工夫しています。

(3) 無料相談会

上述したセミナー等に付随した無料相談会だけでは相談できる日時や場所が限定されるため、相談したいにも関わらず相談できていない案件があると考えられました。そこで、相談者の利便性を向上させるために、令和元年度から適宜申込可能な無料相談会を開催しています。県北部、中部、南部のそれぞれに会場を用意しており、相談者は希望する日時および会場を提示し、担当弁理士と日程調整を行うことで、相談者は自身の都合の良い日時、会場で相談を受けることができます。このような無料相談会を開催することで、より相談しやすい環境を構築し、県内事業者に対する支援を強化しています。開始から1年程度が経過し、徐々に相談が増加しており、今後も増加することが予想されます。なお、令和2年度は新型コロナウイルス

感染拡大防止のため、対面での相談を中止し、原則電話相談としました。

(4) 講師等派遣

県内団体等からの講師依頼を受けた際に、主に奈良地区会会員の弁理士から講師を選任し、派遣しています。例年、奈良県立なら食と農の魅力創造国際大学校から講師依頼があり、知的財産に関する一般的な知識や農業に関連する知的財産についての講義を行っています。また、奈良県児童・生徒発明くふう展、奈良県アイデアくふう作品展の審査会および表彰式への参加依頼を受け、それぞれに会員弁理士を派遣しています。

4-3. 県下における他団体との交流

(1) 奈良県中小企業診断士会との協働事業

平成26年4月に日本弁理士会と一般社団法人中小企業診断協会とが「知的財産を活用した企業経営による産業振興のための協力に関する協定」を締結したことを受け、奈良地区会では平成27年より奈良県中小企業診断士会との協働事業を行っています。協働事業を行うためには相互理解が重要であるものの、事業開始時は互いの業務の内容への理解が乏しかったため、まずは合同セミナーやパネルディスカッションを開催し、互いの業務内容や考え方等に対する理解を深めました。最近では、各々の会が開催するセミナーに講師を派遣し、互いの業務や考え方等についてより理解を深めています。令和元年度には合同ワークショップを開催し、弁理士と中小企業診断士とからなるグループで事例に対して弁理士、中小企業診断士の各々の立場からの支援策を検討しました。これにより、具体的な支援をする際の互いの考え方を理解し、協働支援への可能性を探りました。

(2) 奈良県専門士業連絡協議会

奈良県では県下の専門士業が専門士業連絡協議会を構成しており、奈良地区会発足時に正式に参画しました。現在では10士業が参画しており、情報交換や互いの交流を図っています。輪番制で2つの会が幹事会を務め、代表者会議、講演会、総会を開催しています。令和2年度は奈良県社会保険労務士会とともに幹事会を努めた。例年、講演会は秋に開催していますが、令和2年度は、新型コロナウイルスの拡大防止のため、集合形式ではなくYoutubeを用いた配信とし

た。また、講演会後に開催していた懇親会も中止しました。

(3) 奈良県知的財産連携会議

奈良県発明協会が中心となり、近畿経済産業局知的財産室、独立行政法人工業所有権情報・研修館、大阪税関や県下の商工会議所、金融機関、行政機関、奈良県よろず支援拠点等が会し、奈良県知的財産連携会議が開催されており、奈良地区会も参加しています。会議では、主に各々の機関の知的財産に対する支援策や取り組みについての情報交換が行われ、連携した支援についての検討材料としています。

(4) 県下士業団体の会合への出席

県下の各士業団体は役員披露パーティー、定期総会後の懇親会、賀詞交歓会等の会合を開催する際に他の士業団体を来賓として招待することが慣例となっており、奈良地区会にも多くの招待があります。招待を受けた際には原則地区会長または副地区会長が出席しています。会合には、その団体の会員や他の団体の役員等が多く出席されており、それらの方々との親交を深めています。

(5) 奈良県よろず支援拠点との協働事業

よろず支援拠点は事業者の様々な相談に対応しており、事業者支援の協働機関として重要です。しかしながら、奈良県よろず支援拠点は、奈良県発明協会と同じ建屋に位置していることから、他の都道府県のよろず支援拠点と比べて知的財産に関する関心が高く、奈良県発明協会との連携による支援例が多くあるため、奈良地区会と奈良県よろず支援拠点との協働支援についての検討や提案を控えてきました。しかしながら、奈良県発明協会の対応日時が限定されていること、奈良県よろず支援拠点が、奈良県発明協会の対応日時以外の日時にも相談可能なサテライトオフィスを開設したこと、等を鑑みて、奈良県発明協会が対応しきれない相談等のニーズがあるのではないかと考え、令和元年度から奈良県よろず支援拠点との協働支援の検討を開始しました。奈良県よろず支援拠点と協働支援についての検討を行った結果、令和元年度はセミナーおよび相談会を開催しました。令和2年度には今後の協働支援に向けての意見交換を行い、協働支援についての奈良県よろず支援拠点の考え方やニーズを確認しまし

た。令和3年度以降はこれらを踏まえた事業案を提案し、実施していきたいと考えています。

4-4. 地区会会員に対する支援

(1) 見学会

例年秋頃に関西会会員を対象に企業見学会を開催しています。多くは県下の製造業企業を見学し、企業そのものを知るとともに、企業の知的財産への取り組み等について理解を深めています。平成29年度には、奈良県が日本酒発祥の地であることを踏まえ、酒造メーカーを含む奈良の伝統産業についての見学を行い、奈良県の伝統産業についての理解を深めました。また、奈良町からくりおもちゃ館で昔の発明品とも言えるからくりおもちゃを見学するとともに、作成体験も行いました。見学会終了後には懇親会を開催し、互いの親交を深めています。例年、奈良地区会以外の関西会の会員も多数参加いただいております。他の地区会等の会員との交流や情報交換ができ、非常に有意義です。

(2) 研修会

奈良地区会では、総会を3月に開催しており、同日に研修会を開催しています。例年はその1回であるが、必要に応じて複数回の研修会を開催できるよう準備しています。令和元年度は前述した奈良県中小企業診断士会との協働事業としてのワークショップおよび中小企業診断士講師とするセミナーを開催しました。今後も奈良地区会として特色あるテーマを選定し、会員の業務に資する研修会を開催していきたいと考えます。

4-5. 広報活動

前述したように、奈良地区会では一般向けの様々な事業を行っており、その都度チラシ等による広報活動を行っています。しかしながら、単発的な広報活動だけでは十分に周知を行うことは難しいと考え、奈良地区会の年間事業予定等を記載したチラシを作成し、県内の支援機関等に設置を依頼し、通年の広報活動を行っています。

また、令和2年度は奈良新聞に、知的財産制度、弁理士、奈良地区会の活動および関西会の活動等を紹介する記事を月に1度、5月にわたって掲載を行いました。

4-6. さいごに

奈良地区会では前述したような事業や広報活動を行っているが、知的財産制度や弁理士、また、奈良地区会の事業等が十分に周知できていないのが実情です。一方、知的財産の保護や活用が不十分である事業者も多く存在していると考えます。

そのため、今後も奈良県内の事業者を知的財産面から支援すべく、知的財産制度や弁理士等を周知するとともに、地区会会員の業務に資する事業を行っていききたいと考えます。

(奈良地区会長 小野敦史)

5. 和歌山地区会

和歌山地区会は2008年に設立されました。当時は地区会がある地域はほとんどなく、京都地区会、兵庫地区会に続いて近畿地方で3番目でした。

設立に合わせ、祝賀会を開催し、多くの方々にご出席いただきました。現在の関西会の前身である近畿支部役員会の皆様はじめ、他府県からわざわざ和歌山までお越しくださいました。また、地元の著名人が大勢この祝賀会に出席くださいました。

当時はあまり気に留めていませんでしたが、和歌山には世界的に有名な企業や勢いのある大企業がたくさんあるというわけではありません。温暖で地方特有ののんびりとしたいいところです。このような土地で、知的財産という専門性の高い特殊な分野について、地域の方々に非常によくその重要性をご理解頂き、ご賛同頂けたと思います。地区会設立及び祝賀会開催の準備及び実施は非常に大変でしたが、とてもいいスタートをきることができたと感謝しています。

設立総会、祝賀会とは日と場所を改めて、和歌山地区会の設立を記念したセミナーも開催しました。日程





和歌山観光 PR シンボルキャラクターわかばん

は夏休み期間中で、場所は、高速道路を使って和歌山市から1時間あまり、大阪市から2時間半ほどの白浜という土地でした。ご参考にこの白浜という土地には空港があり、東京羽田からは飛行機で約1時間です。白浜はパンダがたくさんいる動物園が有名です。和歌山県のゆるキャラには、パンダがいます。名前は「わかばん」。なぜ和歌山県がこのわかばんを、観光PRキャラクターにもつのかというと、きっとこの動物園にパンダが多くいるからでしょう。わかばんは、ゆったりした印象ですが、県によると特技はダンスのようです。和歌山県にはこの他にも「きいちゃん」という名前の白い犬や「キノビー」という山の妖精のキャラクターがいます。彼らが著作権、商標権や不正競争防止法等のトラブルに巻き込まれないよう協力しています。

セミナーは、白砂の美しい白良浜という名前の海水浴場の近くで行われました。白浜はまた、温泉地でもあり、三段壁や円月島という名所もある観光地です。三段壁は、落差の大きい切立った崖です。円月島は、海岸にあるラクダの背中のような大きい岩で、真ん中に開けられた丸い大きい洞窟の中から夕日が覗き、海と空とを赤く染める景色がとても有名です。白浜は夏の季節に非常に多くの人を訪れます。この美しい白浜の土地で、知的財産無料相談会を開催したこともありました。知的財産に関する悩みを直接ご相談頂けるとてもいい機会となりました。

地区会設立記念セミナーの講師は当時東京地方裁判所にいらした高部眞規子判事でした。ご講演頂いた無効の主張及び特許法104条の3について非常によく記憶しています。そして、判事の存在感の大きさが強く心に残っています。講演後に直接質問する機会があり、齟齬があってはならないとご説明下さったその言

葉の意味を、それ以来よく考えるようになりました。

また、和歌山地区会は地元で有名な3本脚のカラスの知的な価値を保護するために協力しています。それは八咫鳥（やたがらす）といいます。八咫鳥は、熊野の神様のお使いだそうで、世界遺産に登録されている紀伊山地の霊場と参詣道を構成する3つの神社に、神武天皇という方を案内されたそうです。

八咫鳥はサッカーの日本代表が着用するユニホームの胸の部分にも用いられています。その3つ神社のうち熊野本宮、那智大社にはサッカー関係者が多くお参りに来られるそうです。一方、和歌山県南東部の三重県との県境に位置する熊野速玉大社には、名前から野球関係者が多くお参りに来られるそうです。特にピッチャーが、投球の上達を祈願されるそうです。

この地が世界遺産に登録されて以降は、和歌山にお越しくださる観光客が更に増えました。3つある参道のうち最も有名な中辺路という山道を、実際に歩いたというお話も知財業界の方々からよく伺います。私自身通勤は電車が不便なために車でしています。また、日頃近所へ買物に出かけるときもいつも運転してしまう生活を送っています。知人によると、山道を歩くことは非常にいいそうです。パソコンのモニターを、長時間を見続けると強いストレスを感じることがあります。そのような日々の生活からすっかり開放されるのでしょうか。木立の中で、あちこちから聞こえる小鳥の囀りを聴き、しっとりと落ち着いた空気を吸うことはやはり気分転換になるようです。

このように、和歌山の最大の強みは、自然であり、特産品が豊富なこところでしょう。和歌山地区会では、地域のブランド力向上のため積極的に活動しています。地域団体商標は、有田みかん、紀州備長炭、和歌山ラーメン、紀州梅干、紀州みなべの南高梅、すさみケンケン鰹等多数登録されています。この制度の紹介イベントを行って周知を図り、出願、登録にも多数協力してきました。地域ブランドについて商標登録することができたものの、それらを活用することは、地元の方々にとってやや難しいようでした。いかにしてうまく登録された商標を活用していくかを地域の人々にお伝えする活動も合わせて行っています。

また、特産品の保護に関し、種苗法に関し深く広い知識を習得するよう活動しています。品種改良に積極的な農業従事者や関係者の知的財産を守るため、習得した知識の彼らへ提供が求められることがあります。

紀州みなべの南高梅は、地域団体商標を取得しています。この南高梅という名前は、地元の高校である南部高校が品種改良に尽力したことからつけられたそうです。

地域の企業や大学、個人、団体等からの著作権や不正競争防止法の相談にも対応しています。最近では学校で、特にインターネットに関連し、著作権法について授業があるそうですが、子供たちが知的財産について知識を身につけることは重要であり、大変結構だと思います。和歌山地区会としても知的財産の普及に勤めています。問題のありそうな事案を子供たち、研究者、営業担当者等の当事者本人が自身で気づけることを目標としています。そして、権利を侵害するのかどうか難しい個別の事案の判断について、専門家の立場から見解を述べられるようにしています。知的財産に関し相談を受けたときには、なるべく相談を受けた者自身が有益なアドバイスを提供できるよう心掛けています。特許、実用新案、意匠、商標に関する深い知識に加え、どのような質問にも答えられる広い知識を持てるよう研究活動を積極的に行っています。

地区会主催のセミナーに力を入れています。設立当初より毎年和歌山市内の会場でセミナーを開催してきました。出席者は特許事務所の弁理士に加え、弁護士、大学勤務、企業の研究開発部員、企業内弁理士等非常にバラエティーに富んでいます。ときには、発明協会関係者や県や市の担当者が参加されることもあります。出席者の半数以上が弁護士であったということもありました。特に判決文を理解する上で、弁護士の

指摘はいつも聡明で的確であり、大変勉強になります。いつも広範な観点から議論することができ、貴重な情報収集の場となっています。過去には、地元のレストランでのピアノ弾き語りを著作権法違反としてピアノの撤去を言い渡した事件（平成17年（ワ）10324号）やコーヒーチェーン店の外観が商品等表示に該当するかどうか争われた事件（平成27年（ヨ）第22042号仮処分命令申立事件）について、研究を深めました。

更に、和歌山地区会では、毎年和歌山県発明協会主催の私たちのくふう展と、和歌山市主催の和歌山市市民発明くふうコンクールの双方の審査会に参加しています。審査会では、いつも楽しく和やかな雰囲気のもと、厳正な審査を行っています。毎年力作ぞろいで、特に子供たちの作品はいいものが多いように思います。審査で弁理士賞を決定し、表彰式にも来賓として出席し、表彰状の授与を行い、受賞された方と交流しています。

和歌山県下における弁護士会、中小企業診断士会等他団体と積極的に交流しています。また、年始と夏季とに地域の方々へ葉書で挨拶状を送り、和歌山地区会の知名度の向上に努めています。お陰様で、地道な活動が少しずつ実を結んでいる実感があります。地域の皆様がお困りの際に、お助けできる存在でありたいと思います。

（和歌山地区会長 東山香織）

（原稿受領 2021.3.25）